

三豊市・学校組合立学校部活動及び地域移行に関する方針

【中学校版】

三豊市・学校組合教育委員会

はじめに

このたび策定する「三豊市・学校組合立学校部活動及び地域移行に関する方針【中学校版】」は、「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインー生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指してー」を受け、新たに策定しました。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がありますと考えております。

学校部活動については、その意義を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による合同部活動の実施など、地域の実情に応じ、地域との連携を積極的に進めていきたいと考えております。

また、休日の学校部活動については、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への段階的な移行などの環境づくりを図り、できるところから丁寧に地域に移行する取組みを進めていきたいと考えております。

各学校におかれましては、本方針をもとに、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指した取組みを進めていくようお願いいたします。

なお、この方針については、国や県の動向を踏まえつつ適宜改定するもので、三豊市・学校組合立中学校が共通して取り組む内容を示したものです。

1 三豊市（学校組合）立中学校の現状

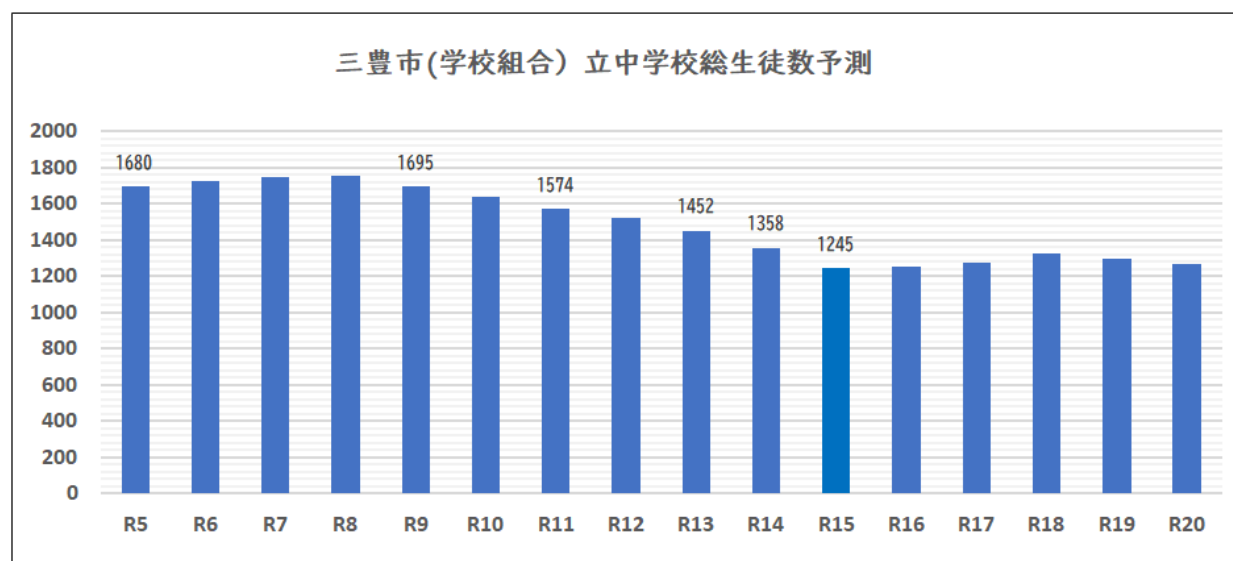
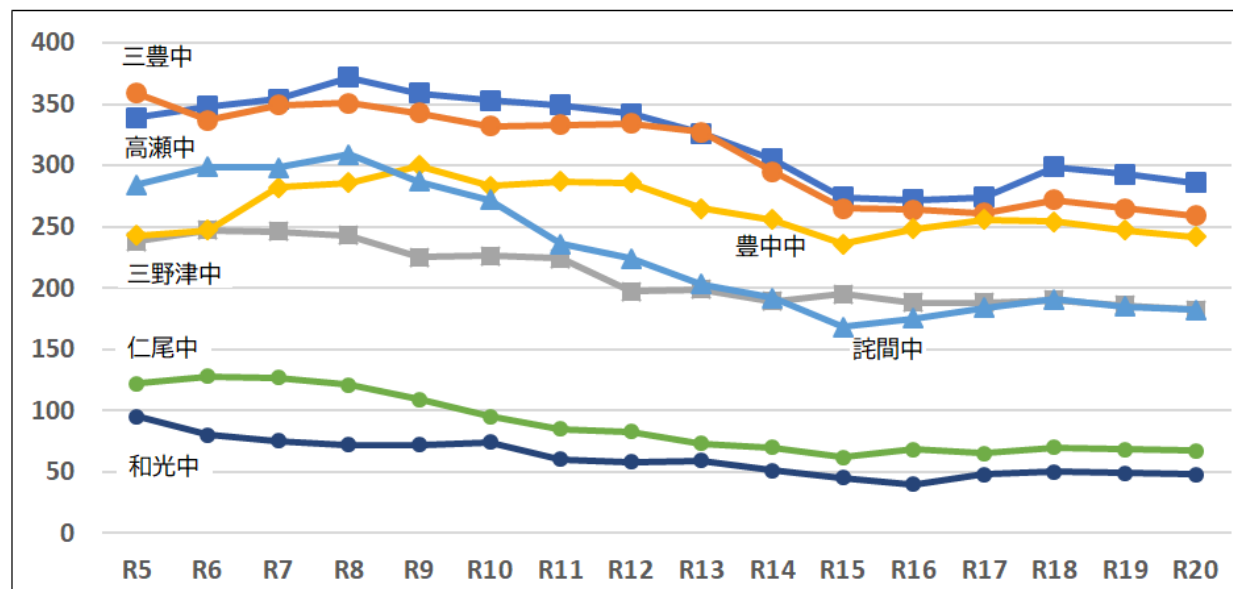
三豊市(学校組合) 立中学校別総生徒数予測

令和5年5月1日現在

中学校	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
高瀬	339	348	354	372	359	353	349	342	326	305	274	272	274	299	293	286
三豊	359	337	349	351	343	332	333	334	327	295	265	264	261	272	265	259
三野津	238	247	246	243	225	226	224	197	199	189	195	188	188	190	186	182
豊中	243	247	282	286	300	283	287	286	265	256	236	248	256	254	247	242
詫間	284	299	298	309	287	272	236	224	203	192	168	175	184	191	185	182
仁尾	122	128	127	121	109	95	85	83	73	70	62	68	65	70	68	67
和光	95	80	75	72	72	74	60	58	59	51	45	40	48	50	49	48
合計	1680	1686	1731	1754	1695	1635	1574	1524	1452	1358	1245	1255	1276	1326	1293	1266

R5～R13は、生徒数・学級数調べ（R5.5.1）による。三豊中は、入学予定者数一覧による。
R14～R15は、R3.5.1現在住民基本台帳データを基とし、R16以降は出生数予測をもとに推計

山本町	174	164	161	150	151	138	139	130	123	96	82	82	89	102	100	98
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	-----	-----	----



2 三豊市・学校組合の取り組みの方向性

- 学校部活動については、その意義を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の推進を図ることとし、部活動の指導者として地域の人材を活用することや、複数校による継続的な合同部活動や拠点校部活動の実施など、地域との連携を、地域の実情に応じ、積極的に進めていく。
- 三豊市文化・スポーツ振興事業団・実施主体による地域クラブ活動への移行などの環境づくりに向けては、まずは休日の学校部活動について、地域や学校の実情等にも十分に配慮しながら、段階的に進めていく。合意形成や条件整備等のために時間を要する場合があることも想定されるが、生徒の活動の機会確保に向け、地域の実情に応じて、できることから丁寧に取り組む。
- 学校部活動、地域クラブ活動ともに、生徒等の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
- 生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等を図る。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 校長は、市教育委員会の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者等に説明するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用に努めること。
- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。その際、複数の指導者により多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。
- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行う。

(2) 部活動指導員・外部指導者の活用

生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上や、専門的な知識や技能を十分にもたない中で部活動顧問を務める教員の負担軽減を図るために、地域との連携も踏まえ、部活動指導員や外部指導者の活用を積極的に行う。

○ 部活動指導員の活用上の留意点

- ・ 校長は、部活動指導員や外部指導者を活用する際には、学校部活動の教育的意義や目標、活動方針等を確認し合う機会を設け、学校の方針に従って指導面の一翼を担えるようにする。
- ・ 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全確保や事故発生時の対応などは、部活動指導員や外部指導者も教員と同様の対応が求められる。

(3) 学校部活動の再編

部員数が揃わず、活動を行いにくい学校部活動を有する場合は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。

- 学校部活動の休部・廃部を検討する場合
 - ・ 校長は、現在部に所属する生徒やその保護者等に対して検討の経過と結果などを十分に説明し、丁寧に対応する。
 - ・ 校長は、少なくとも卒業学年まで活動できるような体制を整えたり、合同チームや合同練習などの運営を工夫したりするなど、生徒の活動の保障に努める。
- 学校部活動の創部等を検討する場合
 - ・ 新たに学校部活動を創部する場合は、校長は、生徒の意向や生徒・教員数の動向、活動場所の確保、継続的な運営等について十分検討する。

なお、合同チームを運用する際には、相手校と十分な調整を行い、大会への参加については、香川県中学校体育連盟「香川県中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規程」に準じる。

(4) 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。部員数が揃わず、活動を行いにくい学校部活動を有する場合は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。

(5) 入部の在り方について

- 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒一人ひとりの考えを尊重するとともに、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。
- 校長は、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

(6) 安全管理・事故防止

- 学校部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮すること。
- 校長は、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など、救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておくこと。

- 健康状態の把握
 - ・ 生徒の持病や健康診断(心電図検査等)の結果等を把握し、必要に応じて、医師の指示を仰ぐとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
 - ・ 活動に際し、健康観察を適切に行う。

- 指導上の留意事項
 - ・ 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数(WBGT)等の情報や、測定器を活用して得た情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
 - ・ 万が一の事故発生時には、各学校で作成した学校管理下における「危機管理マニュアル」を参照のうえ、適切な対応を行う。また、部活動指導員や外部指導者等にも事故対応について共有する。
- 施設・設備・用具の安全点検と安全管理
 - ・ 施設・設備・用具の定期的な点検と使用前後の点検を行う。また、生徒にも安全確認の習慣化を図る。
 - ・ 施設・設備・用具を正しく使用し、事故が起きないようにする。

(7) 学校部活動の保護者・地域との連携

- 保護者との連携を深めるために
 - ・ 年度当初に学校部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動内容や計画等を配付する。
 - ・ 学校部活動に係る経費については、できるだけ保護者の負担を軽減するよう配慮する。
 - ・ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
- 地域との連携を深めるために
 - ・ 学校や地域の実情に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の整備を進める。
 - ・ 地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすなどの工夫をする。
 - ・ 学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。

○ 参考

- ・ 中学校学習指導要領 (平成 29 年 3 月 文部科学省)
- ・ 教職員の働き方改革プラン (令和 2 年 4 月改定 香川県教育委員会)
- ・ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成 30 年 3 月 スポーツ庁)
- ・ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成 31 年 12 月 文化庁)
- ・ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和 4 年 12 月 スポーツ庁)
- ・ 公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について (手引き) (令和 5 年 2 月 文部科学省他)
- ・ 全国中学校体育大会参加可能な拠点校部活動について (令和 5 年 2 月)
- ・ 香川県中学校体育大会に関わる複数校合同チーム編成規程 (令和 5 年 2 月)
- ・ 香川県中学校総合体育大会拠点校部活動参加規程 (令和 5 年 2 月)
- ・ 香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
 - 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して - (令和 5 年 3 月)